○　山口県警察職員の服務に関する訓令

平成１６年１２月８日
本部訓令第４２号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第２条　職員の服務については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）及び法に基づく条例、規則その他別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第２章　服務一般

第１節　服務の根本基準等

（職務倫理の基本の遵守）

第３条　職員は、県民の負託及び信頼に応えることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成１２年国家公安委員会規則第１号）第２条第２項各号に掲げる職務倫理の基本を遵守しなければならない。

（服務の根本基準）

第４条　職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（服務の宣誓）

第４条の２　職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年山口県条例第３号）に基づく服務の宣誓は、辞令交付後、警察本部長（以下「本部長」という。）又は所属長の面前においてするものとする。

２　宣誓を終わった宣誓書は、宣誓者の在職中、警務部警務課長が保存する。ただし、宣誓者が法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員である場合は、当該会計年度任用職員が所属する所属の長が保管する。

（法令等の厳守）

第５条　職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令を厳守しなければならない。

（職務上の危険回避の禁止）

第６条　警察官は、職務上の危険を回避してはならない。

（報告等）

第７条　職員は、職務上の報告、通報等をするときは、定められた組織上の系統によ

らなければならない。
２　職員は、勤務時間の内外を問わず、交通事故その他の職務に支障を及ぼすおそれがある事案を起こしたとき又は職務執行に関して過誤を知ったときは、速やかに所属長に報告しなければならない。
３　前項の規定は、職務執行に起因して問題が起こり、又は問題が起こるおそれがある場合について準用する。

第２節　職務の公正

（政治的行為等の制限）
第８条　職員は、職務の公正を疑われるおそれがある政治的行為及び宗教的行為をしてはならない。
（営利企業への従事等の制限）
第９条　職員（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員を除く。次項、第２６条及び第２９条第１項において同じ。）は、名目のいかんを問わず、本部長の許可を受けることなく営利企業への従事等をしてはならない。
２　職員は、前項の許可を受けようとするときは、従事しようとする業務、期間、その職務内容、勤務の態様及び報酬並びに従事することを必要とする理由その他必要な事項を記載した書類を本部長に提出しなければならない。
（氏名等の告知）
第１０条　職員は、要求があったときは、差し支えのない限り、何人に対しても自己の階級又は職名、氏名及び所属を告げなければならない。
（人事に関する援助要求の禁止）
第１１条　職員は、人事について、部外の人又は団体に援助を要求してはならない。
（寄附の制限）
第１２条　職員は、寄附を受けようとするときは、本部長の承諾を受けなければならない。
（公用文書の取扱い）
第１３条　職員は、所属長の許可を得ることなく、公用文書（電磁的記録を含む。）を庁外に持ち出し、部外の者に見せ、又は複写させてはならない。

第３節　職務に専念する義務等

（職務に専念する義務）
第１４条　職員は、常に職責を自覚し、自己の職分を全うするよう職務に専念しなければならない。
（時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務）
第１５条　時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令は、時間外、休日及び夜間勤務命令（実績）簿（別記第２号様式）によってするものとする。
（出勤）
第１６条　職員は、定刻までに出勤しなければならない。
（勤務場所を離れる場合の措置）

第１７条　職員は、勤務時間中みだりに勤務場所を離れてはならない。ただし、やむを得ない事由により勤務場所を離れようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

第１８条　削除

第４節　信用失墜行為の禁止等

（信用失墜行為の禁止）

第１９条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

（交際の心得）

第２０条　職員は、利害関係者（山口県警察職員の職務倫理に関する訓令（平成１２年山口県警察本部訓令第２２号）第２条第３項に規定する利害関係者をいう。）であるかどうかを問わず、職員以外の者と交際する場合は、職務に支障を及ぼさないよう留意しなければならない。

（職員の言動に関する心得）

第２１条　職員は、何人に対しても親切及び丁寧を旨とし、相手方の尊厳を傷つけるような言動をしてはならない。

２　職員は、職務上必要な場合を除き、職場の内外において、他の者を不快にさせるような性的な発言や行動をしてはならない。

（債務の制限）

第２２条　職員は、支払能力以上の負債をしてはならない。

（飲酒及び喫煙）

第２２条の２　職員は、飲酒及び喫煙についての節度を保たなければならない。この場合において、勤務時間中の喫煙の際の遵守事項は、別に定めるところによる。

第５節　秘密を守る義務等

（秘密を守る義務）

第２３条　職員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。

２　職員は、公共の場所その他公衆に知られるおそれのある場所では、職務に関する談話を慎み、不用意のうちに秘密が漏れることのないように心がけなければならない。

（裁判所等の召喚）

第２４条　職員は、職務に関して裁判所又は官公庁の召喚に応ずるときは、あらかじめ本部長（所属長以外の職員にあっては、所属長を経由して本部長）に報告し、許可を受けなければならない。

（意見公表等の承認）

第２５条　職員は、職務に関する意見、主張等を部外に公表し、又は寄稿するときは、あらかじめ所属長（所属長にあっては本部長）の承認を受けなければならない。

第６節　応急服務の用意等

（応急服務の用意）

第２６条　職員は、常にその連絡先を明らかにするなど、応急の勤務に服することができるよう備えておかなければならない。

（居住制限）

第２７条　警察官は、居住地から在勤公署までの移動に要する時間がおおむね６０分以内の区域に居住するものとする。ただし、警察署長及び副署長又は次長（警察署の次長に限る。）は、居住地から在勤公署までの移動に要する時間がおおむね４０分以内の区域に居住するものとする。

２　所属長は、組織運営上特に支障があると認める者については、警務部長の事前承認を得たときに限り、居住することができる区域を制限することができる。

３　第１項の規定によりがたい特別の事情がある者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の承認を得たときに限り、第１項に規定する区域以外の区域に居住することができる。

(1) 警部以上の階級にある警察官　本部長

(2) 警部補以下の階級にある警察官　所属長

（住所の届出）

第２８条　職員は、その住所を所属長に届け出なければならない。

（私事旅行）

第２９条　職員は、私事のため、次の各号に掲げる旅行をしようとするときは、別表に定める者に届け出るものとする。ただし、海外旅行をしようとするときは、別に定めるところにより本部長の承認を受けなければならない。

(1) 応招に要する時間が２時間を超える旅行（宿泊を伴わない県内旅行を除く。）

(2) 旅行中の夜数が２夜以上の旅行

２　前項の規定による届出は、旅行届出簿（別記第５号様式）により行うものとする。

第７節　赴任及び出張等

（赴任期間）

第３０条　職員の赴任期間は、発令の日から起算して５日以内とする。ただし、特に命じた場合は、この限りでない。

２　職員は、病気その他の事由により前項の期間内に赴任できないときは、所属長（所属長以上にあっては本部長）の承認を受けなければならない。

（事務引継）

第３１条　所属長は、異動を命ぜられた場合又は休職する場合は、速やかにその事務を後任者又は本部長の指定する者に引き継ぎ、引継書（別記第７号様式）により本部長に報告しなければならない。

２　所属長以外の職員の異動又は休職に伴う事務引継の手続については、別に定めるところによる。

（事務査閲）

第３２条　所属長は、着任後、速やかに重要事務を査閲しなければならない。

（分掌異動）

第３３条　所属長は、警部補以下の階級にある警察官又は係長の職以下の職にある警察官以外の職員について分掌を命じるときは、分掌異動計画書（別記第８号様式）により事前に本部長の承認を受けなければならない。

２　所属長は、前項の承認を受け、分掌を命じたときは、分掌命令簿（別記第９号様式）に記し、当該警察官又は警察官以外の職員に確認させなければならない。

３　所属長は、前項に規定する場合において、当該分掌命令による異動が赴任旅行を伴うときは、４日以内の範囲で赴任期間を定めるものとする。

（出張中における受命事項の変更）

第３４条　職員は、出張中に、職務上必要な事由又は災害、急病その他の事由により受命事項の変更を要するときは、その事由を電話その他の方法で報告し、命令権者の承認を受けなければならない。ただし、急を要し、そのいとまのないときは、事後承認を受けることができる。

（復命）

第３５条　職員は、出張を終えたときは、速やかに命令権者に対し、口頭又は書面をもって、その状況を復命しなければならない。

（不在時の措置）

第３６条　職員は、出張、休暇等で不在となるときは、職務に支障を及ぼさないように、あらかじめ何らかの措置を講じておかなければならない。

第８節　服装等

（身だしなみ）

第３７条　職員は、身だしなみを端正にし、常に品位の保持に努めなければならない。

（警察官の服装等）

第３８条　警察官は、制服で勤務に服さなければならない。ただし、私服を着用することができる場合は、別に定めるところによる。

２　警察官は、制服を着用したときは、職務に支障を及ぼすものを携行し、又は着用してはならない。

第９節　支給品等に対する責任

（支給品等の保管責任）

第３９条　職員は、支給品及び貸与品について適切な注意を払い、これを保管する責任を負う。

２　職員は、支給品、貸与品その他の自己の管理下にある物品について盗難に遭い、遺失し、又は損傷したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

（支給品等の返納）

第４０条　職員は、退職したとき又は免職の処分を受けたときは、支給品及び貸与品を所属長に返納しなければならない。

第１０節　地方警務官に対する適用

第４１条　この訓令は、適宜、地方警務官に対して適用する。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成１６年１２月９日から施行する。

（山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の一部改正）

２　山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令（昭和３１年山口県警察本部訓令第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令の一部改正）

３　山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成７年山口県警察本部訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則　（平成１８年３月１０日本部訓令第４号）

この訓令は、平成１８年３月１５日から施行する。

附　則　（平成１９年１１月９日本部訓令第３１号）

この訓令は、平成１９年１１月９日から施行する。

附　則　（平成２０年１月２８日本部訓令第１号）

この訓令は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則　（平成２０年２月２７日本部訓令第８号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に使用している改正前の山口県警察職員の服務に関する訓令（平成１６年山口県警察本部訓令第４２号）第１４条第３項の勤務状況整理簿は、改正後の山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令第２７条第１項の勤務状況整理簿とみなす。

附　則　（平成２０年２月２７日本部訓令第１１号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令３条による改正附則）

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　（平成２０年１１月２０日本部訓令第３８号）

この訓令は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則　（平成２１年３月２３日本部訓令第１４号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令１３条による改正附則）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　（平成２２年３月２６日本部訓令第１６号被疑者等の護送に関する訓令の一部を改正する訓令附則２項による改正附則抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　（平成２２年３月３１日本部訓令第１９号）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　（平成２５年３月１日本部訓令第３号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成２５年７月２６日本部訓令第３２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２５年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に警察署に勤務する主幹及び課長の職にある警察官以外の職員の居住については、当該警察署を異にして異動するまでの間は、この訓令による改正後の山口県警察職員の服務に関する訓令第２７条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（平成２５年１２月１２日本部訓令第４２号山口県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令６条による改正附則）

この訓令は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則　（平成２６年１２月１７日本部訓令第３６号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則　（平成２８年３月２２日本部訓令第１８号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令５条による改正附則）

この訓令は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則　（平成２８年１２月１３日本部訓令第４１号）

この訓令は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月９日本部訓令第１３号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月１２日本部訓令第１４号山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令の一部を改正する訓令附則５項による改正附則抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年６月２８日本部訓令第２号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令３２条による改正附則）

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月１６日本部訓令第１３号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令６条による改正附則）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月１０日本部訓令第１１号押印を求める手続の見直し等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第２１条による改正附則）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和５年３月１７日本部訓令第１０号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月１日本部訓令第４号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令８条による改正附則抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年２月２７日本部訓令第７号）

この訓令は、令和８年３月２２日から施行する。

別表（第２９条関係）

私 事 旅 行 の 決 裁 権 者

区　分	届　　出　　者	決 裁 権 者
警察本部	(1) 地域部長	警務部長
	(2) 参事官、参事、所属長	主管部長
	(3) 警視の階級にあり(1)及び(2)に該当しない者、次長等、主幹	所属長
	(4) 課長補佐等	次長等
	(5) 係長以下	課長補佐等
警 察 署	(1) 署長（宇部警察署長及び下関警察署長を除く。）	警務部長
	(2) 副署長、次長、生活安全官、地域官、刑事官、交通官、警備官、主幹	署長
	(3) 課長	副署長、次長
	(4) 係長以下	課長

備考　１　この表において「主管部長」とは、届出者の担当業務を主管する部長をいう。

２　この表において「次長等」とは、次長、副隊長及び副校長をいう。

３　この表において「課長補佐等」とは、課長補佐、室長補佐、所長補佐、科長、隊長補佐、分駐隊長及び校長補佐をいう。

４　海事職給料表の適用を受ける者に対するこの表の適用は、当該海事職給料表の職務の級から判断する。

５　この表に記載がない者が届け出た場合は、類推して決裁するものとする。